

住民税申告及び確定申告はお早めに！

平成25年度分の住民税申告及び平成24年分確定申告の受付が次の日程表により行われます。申告が必要とされる方は、忘れずに、期間内に済ませましょう！

●申告受付日程表

月	日	曜	対象地区	月	日	曜	対象地区
2月	18	(月)	大利・早掛平・目名	3月	1	(金)	小田野沢(5班～8班)
	19	(火)	向野・石持・鹿橋		4	(月)	小田野沢(9班～12班)
	20	(水)	蒲野沢・桑原・東栄・稲崎・入口		5	(火)	老部(1班～4班)
	21	(木)	入口・古野牛川・野牛		6	(水)	老部(5班～7班)
	22	(金)	叢部・岩屋・尻屋		7	(木)	老部(8班～10班)
	25	(月)	尻労		8	(金)	白糠(下馬坂)
	26	(火)	猿ヶ森・上田代・下田代・砂子又		11	(月)	白糠(浜通・向流・宇田)
	27	(水)	上田屋・下田屋・豊栄・石蔵平・一里小屋		12	(火)	白糠(明神ノ上・押付・砂端)
28	(木)	小田野沢(1班～4班)	13	(水)	白糠(赤平)		

受付場所：東通村体育館 受付時間：午前9時～午後3時

◎申告しなければならない方

平成25年1月1日現在、東通村に住所があり、次のいずれかに該当する方。

- ①前年(平成24年1月から12月まで)収入のあった方
- ②勤務先から給与支払報告書が提出されない方
- ③給与収入以外の収入(営業・農業・漁業・不動産等)があった方
- ④年の途中で退職したことなどにより、年末調整をしていない方
- ⑤雑損控除や医療費控除、その他の控除を受けようとする方
- ⑥国民健康保険に加入している方
- ⑦前年所得のなかった方でも、扶養親族に該当しない方
- ⑧年金から源泉徴収されている方

◎申告しなくてもよい方

- ①税務署へ所得税の確定申告をする方
- ②勤務先で年末調整を済ませた方で、給与以外に収入がない方
- ③年金だけの収入で源泉徴収されていない方(収入100万円以下)

◎申告に必要な書類

- ・印鑑
- ・給与・年金等の源泉徴収票(必ず持参してください)
- ・営業・農業・漁業・不動産収入等の方は売上等の帳簿、経費の領収書等
- ・社会保険料(国民年金保険料)の控除証明書
- ・国民健康保険税・介護保険料・生命保険・損害保険(地震・長期損害)・医療費等の領収書か支払証明書
- ・障害者手帳や障害者控除対象者認定書(障害の程度を確認できるもの)、戦傷者手帳など
- ・税務署から送付されている確定申告書等
- ・その他必要な資料、領収書

注1 所得税が還付となる際には、本人名義の金融機関及び口座番号を確認します。

2 支払証明書か領収書が無いと、各種控除は受けられません。

3 障害者控除対象者認定書はいきいき健康推進課で交付しています。

※申告時のお願い

- ①申告会場は大変混雑しますので、必ずご自分の地区に割り当てられた日に申告を行うようお願いします。
- ②営業収入のある方(農業・漁業・不動産業等)は、「収支内訳書」及び「減価償却計算書」を事前に作成の上、申告受付をお願いします。
- ③医療費控除を受ける方は、「医療費の明細書」を事前に作成の上、申告受付をお願いします。